原発メーカー訴訟　訴状

著者　島昭宏他「原発メーカー訴訟弁護団」

2014年3月第1刷発行

頒布価格：一冊５００円（送料込）
十冊まとまると四千円（送料込）
--- 代金払込は、下記へ ---

Lawsuit Against The Nuclear Reactor Builders

http://nonukesrights.holy.jp/index.html

発行人　野副 達司（原 告）
連絡先　nozoye02@gmail.com
215-0027 川崎市麻生区岡上 622-5

頒布代金送金先：
ゆうちょ銀行振替口座：（ゆうちょ銀行の口座から）
００２２０−３−１０２３４６
ゆうちょ銀行振込口座：（ゆうちょ銀行外から送金）
〇二九（ゼロニキュウ）店 (029)

原発メーカー訴訟

DECLARATION OF NO NUKES RIGHTS

訴状

2014年1月30日

東京地方裁判所に提訴

国際連帯によるノー・ニュークス権の実現を目指して

弁護団長　　島　昭宏

2012年9月4日、ある環境系ネットワークのメーリングリストに投げかけられた、名前も顔も知らない人からの「法律の専門家にお聞きします。福島事故について原発メーカーの責任を法的に問うことはできないんでしょうか？」という質問に、何気なく返事をしたのがすべての始まりだった。

「原子力損害賠償法という法律に責任集中という原則が規定されていて、原発事故については電力会社だけが責任を負い、原発メーカーの法的責任を問うことはできないことになっています。」と回答した私は、そのまま原発メーカー訴訟の弁護団長となり、その質問をした崔勝久氏は「原発メーカー訴訟の会」の事務局長となったのである。

本弁護団には、現在22名が名を連ねているが、そのうち約7割が弁護士になって2〜5年目という若いメンバーである。これまでは、彼らが中心になって議論を重ね、訴状を作成して2014年1月30日の第一次提訴に至ったが、今後の訴訟進行においては、原発訴訟等の弁護団事件に豊富な経験を有する弁護士たちによる実務的な助言が、大いに力を発揮することになるだろう。

本訴訟は、法律で免責と定められている企業を被告とする困難な事件であると同時に、世界中に張り巡らされた責任集中制度という原発体制を保護する仕組みそのものに挑む闘いである。したがって、国際的な連帯が不可欠であり、また世界中の脱原発を願う人々が結集する拠点として相応しいテーマといえる。世界初の原発メーカー訴訟を中心として、かつてない広がりを持つ運動が実現すれば、原発体制の根幹を揺さぶることになるのは間違いない。原発のない社会がいよいよ現実のものとなるのである。

この訴状を起点として、原子力の恐怖から免れて生きる権利が実現する社会を目指し、より多くの人たちが広く連携して、これまでにない国際的な運動が展開されることを強く願っている。

2014年2月21日

ここから3ページにわたって、訴状の全体の構成について、概略を示しました。個々の章をご覧になる時に、この構成を念頭にしてお読みください。

＜目次＞

第1章　本訴訟の目的と意義
第2章　当事者
　第1　原告ら　1415名（うち海外357名）‥第一次訴訟分
　第2　被告ら　GEジャパン／東芝／日立
第3章　原子力発電所の概要
　― 福島第一原発の概要と基本的な構造
第4章　本件原発事故に至るまでの背景
　― 原発の開発経緯と多発する事故
第5章　本件原発事故の経緯
第6章　損　害
　― 精神的損害の根拠と5類型
第7章　原賠法4条1項及び3項の違憲性
　― ノー・ニュークス権
　― 法令違憲／適用違憲
第8章　PL法に基づく損害賠償請求　（欠陥）
　①地震・津波に関する知見
　②耐震バックチェックの不備
　③老朽化の問題
　④マークⅠ型の欠陥
第9章　民法709条に基づく損害賠償請求　（過失）
　― 製造業者としての注意義務違反
第10章　原賠法5条に基づく代位求償　（故意）
　― 損害の発生を認識しながらこれを認容する心理状態
第11章　結　語

＜責任集中制度＞

原賠法　3Ⅰ：原子力事業者の無過失・無限責任
　　4Ⅰ：原子力事業者以外の免責
　　Ⅲ：PL法等の排除

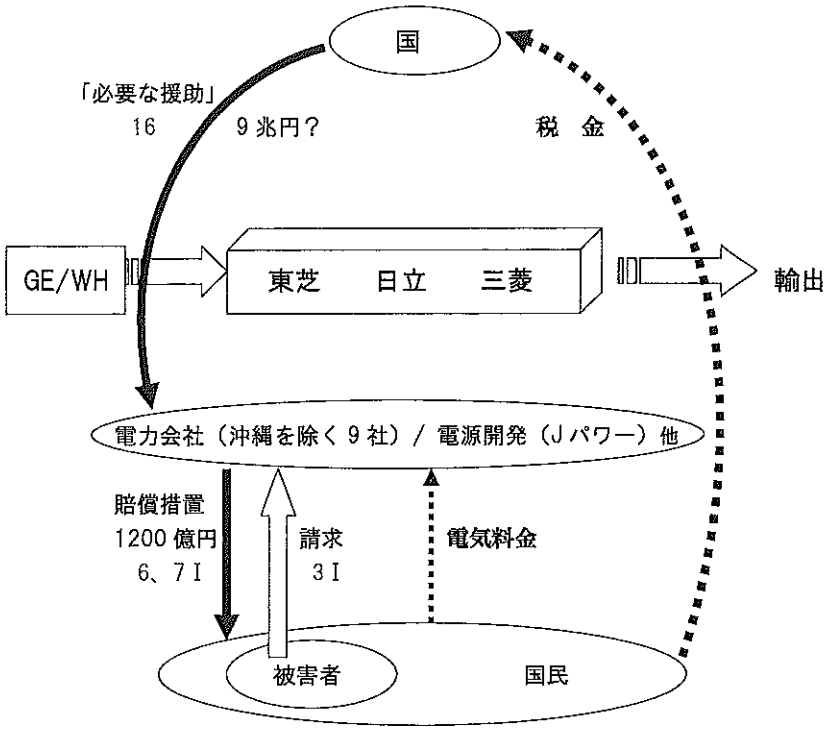

☆ 原発メーカーは、金の流れに一切関与しない！

原賠法５条１項・・損害が第三者の故意によって生じたものであるときは・・原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。

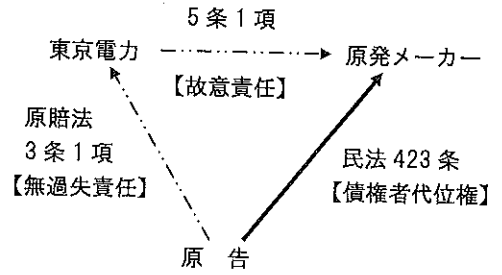

法律論の概要

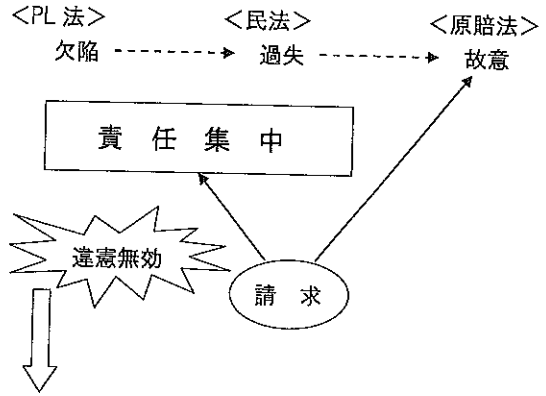

29 条　　：財産権
14 条　　：平等原則
32 条　　：裁判を受ける権利
13 条+25 条：幸福追求権＋社会的生存権（新しい人権）
　　原子力の恐怖から免れて生きる権利
　　＝　ノー・ニュークス権

訴　　状

2014 年 1 月 30 日

東京地方裁判所　御中

原告ら訴訟代理人弁護士　　島　　昭　宏

同　　伊　倉　秀　知

同　　吉　田　理　人

同　　片　口　浩　子

外

原告らの表示　　別紙原告目録記載のとおり（1415 名）

原告ら代理人の表示　　別紙原告代理人目録記載のとおり（22 名）

被告らの表示　　別紙被告目録記載のとおり（3 名）

原発メーカー損害賠償請求事件

訴訟物の価額　141,500 円

貼用印紙額　　2,000 円

請 求 の 趣 旨

1　被告らは、原告らに対し、連帯して、原告らに生じた損害の一部として一人当たり100円を支払え。
2　訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決を求める。

請 求 の 原 因

目次以下、第1章ないし第11章記載のとおり。

証 拠 方 法

1	甲1号証	『国会事故調報告書』
2	甲2号証	読売新聞
3	甲3号証	『放射線被ばくによる健康影響とリスク評価』
4	甲4号証	原子力委員会月報
5	甲5号証	原子力委員会月報
6	甲6号証	衆議院会議録第31号
7	甲7号証	東日本大震災復興特別委員会議事録第14号
8	甲8号証	東日本大震災復興特別委員会議事録第12号
9	甲9号証	東日本大震災復興特別委員会議事録第16号
10	甲10号証	原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書
11	甲11号証	『科学』1055号
12	甲12号証1～4	『技術と人間』
13	甲13号証	報告書「Mark-Ⅰ型格納容器について」
14	甲14号証	グリーンピース・ジャパン　プレスリリース

添 付 書 類

1	訴状副本	3通
2	訴訟委任状	1415通
3	資格証明書	3通
4	甲号証の写し	各3通

目　次

第1章　本訴訟の目的と意義……7
第2章　当事者……8
　第1　原告ら……8
　第2　被告ら……9
　　1　GEジャパン株式会社……9
　　2　株式会社東芝……9
　3　株式会社日立製作所……9
　第3　原告ら代理人……10
第3章　原子力発電所の概要……10
　第1　第一原発の概要……10
　　1　位置……10
　　2　第一原発に設置された原子炉について……10
　第2　第一原発各号機の基本的な構造……11
　　1　原始力発電所とは……11
　　2　軽水炉（特に沸騰水型原子炉）の基本的な仕組み……11
　　3　第一原発施設の概要……13
第4章　本件原発事故に至るまでの背景……21
　第1　日本における原発の開発経緯……21
　　1　原子力発電所の開発経緯……21
　　2　福島第一原発建設……22
　第2　多発する原発事故……23
　　1　原発事故の評価……23
　　2　スリーマイル島原発事故……24
　　3　チェルノブイリ原発事故……24
　　4　日本国内での事故……25
　　5　第一原発以外についての被告らの関与……26
　第3　まとめ……26
第5章　本件原発事故の経緯……26
　第1　本件原発事故の発生……26
　　1　東北地方太平洋沖地震及び津波の発生……27
　　2　地震発生時の原子力発電所の稼働状況……27
　　3　地震と津波による第一原発の電源設備の被災状況……28
　　4　津波の直撃後の第一原発の状況……31
　　5　原子炉事故の進展……32

第６章　損害……46
第１　報道……46
1　3月11日の報道……47
2　3月12日の報道……47
3　3月13日の報道……47
4　3月14日の報道……48
5　3月15日の報道……48
第２　本件原発事故による放射性物質の拡散……48
第３　放射線による健康被害……48
1　放射線による健康被害……48
2　内部被曝による健康リスク……49
第４　核エネルギー、原子力発電に対する恐怖……51
1　核エネルギーの脅威……51
2　原子力発電の危険性……53
第５　損害……54
1　福島県在住者及び本件原発事故による避難住民の損害……54
2　関東地方、東北地方等福島第一原発周辺住民の精神的苦痛……56
3　福島第一原発周辺地域以外の日本住民の精神的苦痛……58
4　原発設置国等住民の精神的苦痛……60
5　その他原告の精神的苦痛……63
第６　まとめ……63
第７章　原子力損害賠償法４条１項及び３項の違憲性……64
第１　原子力損害賠償法の規定と問題点……64
1　原子力損害賠償法の規定……64
2　趣旨……65
3　問題点……65
第２　立法経緯……66
1　英米からの免責要求……66
2　責任集中制度が求められた理由……67
第３　国内外における原子力に対する変化……67
1　本件原発事故発生前の動き……68
2　本件原発事故発生後の日本国内の動き……72
3　本件原発事故発生後の諸外国の動き……78
第４　法令違憲……79
1　責任集中制度の無効……79
2　原賠法の目的の不当性……80

3　手段としての責任集中制度……81
4　「原子力の恐怖から免れて生きる権利」侵害……81
5　財産権（憲法29条）侵害……84
6　平等権（憲法14条）侵害……85
7　裁判を受ける権利（憲法32条）侵害……86
第５　適用違憲……86
1　本件原発事故による被害者の多さ……86
2　原発事故による被害額の甚大さ……87
3　原子力損害賠償支援機構等からの東京電力に対する資金交付……88
4　被害者救済の現状……89
5　原賠法上の想定と被害者救済……90
6　小括……92
第８章　製造物責任法に基づく損害賠償請求……92
第１　製造業者としての責任……92
第２　本件原子炉等に係る諸問題……94
1　地震・津波に関する知見……94
2　耐震バックチェックの不備……105
3　老朽化の問題……116
4　マークⅠの欠陥……125
第３　本件原子炉等の欠陥……145
1　想定し得た地震及び津波……146
2　耐震バックチェックの不備……147
3　老朽化の問題……147
4　マークⅠの問題……148
5　小括……149
第９章　民法709条に基づく損害賠償請求……149
第１　原発メーカーに課される高度の注意義務……150
1　予見義務と結果回避義務……150
2　被告らが負う高度の注意義務……150
3　原発事故を防止する義務……151
第２　被告の過失責任……151
1　地震、津波についての危険性の認識……151
2　耐震バックチェックの不備の認識……152
3　老朽化の問題の認識……153
4　福島原発の構造上の欠陥の認識……153
5　小括……154

第３　共同不法行為……154
1　各被告の不法行為責任……154
2　被告らの共同関係……155
3　小括……155
第 10 章　原賠法５条に基づく代位求償……155
第１　代位求償の要件……155
第２　被告の故意責任……156
1　「故意」の意義……156
2　本件地震・津波発生を想定すべきことの認識……157
3　耐震バックチェックの不備の認識……157
4　老朽化の問題の認識……157
5　マークⅠ型の欠陥の認識……158
6　小括……158
第３　債権者代位権……159
1　東京電力の無資力……159
2　東京電力の権利不行使……160
第 11 章　結語……160
第１　責任集中制度を支える論理……160
第２　破綻……161
第３　原発メーカーの責任……161

請　求　の　原　因

第１章　本訴訟の目的と意義

1938 年末にドイツのハーンとシュトラスマンは、ウランの核分裂を発見し、翌年初めには、このニュースが世界の科学者たちに大きな衝撃を与えた。連鎖反応による原子エネルギーの解放という可能性に着目していたレオ・シラードは、このニュースを知り、即座に連鎖反応についての実証に着手した。そして、同年３月３日のことを、彼はこのように回想する。

> もし閃光がスクリーン上に現れれば、それはまた、原子エネルギーの大規模な解放がすぐ門口まで来たことを意味するのだった。私たちはスイッチを入れ、そして閃光を見た。ほんのしばらくの間その閃光を見つめていたが、それからすべてのスイッチを切り、帰宅した。
> その晩、私は、世界が災厄に向かって進んでいると考えざるを得なかった。

それから約６年と５か月後、広島と長崎において、彼の予感は最悪の形で現実のものとなった。

さらにその後、「平和のための原子力（Atoms for Peace）」として、原子エネルギーの解放が人類の解放をもたらすことを期待された矢先、1979 年にはアメリカ・スリーマイル島原発、1986 年にはソビエト連邦・チェルノブイリ原発で、恐るべき災厄がもたらされることになったのである。

2011 年３月 11 日、東日本大震災を契機として発生した東京電力福島第一原子力発電所（以下「第一原発」という）における事故（以下「本件原発事故」という）は、再び日本にもたらされた原子エネルギーの解放による深刻な災厄であり、放射線の放出量、被害の規模・継続性、回復の困難さ等を考えれば、かつて人類が経験したことのない最悪の事故といえる。

本件原発事故の後、日本政府は原子力損害賠償法の規定により、原子力損害賠償紛争審査会を設置し、その下に、原子力損害の賠償に関する紛争についての和解の仲介機能を強化するために、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR センター）を開設した。しかし、同センターは、東